

2019年8月30日
株式会社日本政策金融公庫

令和2年度 日本政策金融公庫予算概算要求について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、本日、令和2年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。

[令和2年度事業規模]

【融資等業務】

（単位：億円）

業 務	令和2年度概算要求	令和元年度当初計画
国民一般向け業務	28,000	28,000
農林水産業者向け業務		
（融資業務）	6,560	6,560
（証券化支援業務）	19	19
（出資業務）	30	-
中小企業者向け業務		
（融資業務）	15,000	15,000
（証券化支援買取業務）	450	400
（証券化支援保証業務）	105	105
（債務の保証業務（海外展開支援））	500	500
（売掛金債権証券化等支援業務）	-	-
合計	50,664	50,584

【信用保険等業務】

（単位：億円）

業 務	令和2年度概算要求	令和元年度当初計画
信用保険等業務		
（中小企業信用保険）	120,700	109,000
（破綻金融機関等関連特別保険等）	660	660
（信用保証協会に対する貸付）	240	240
合計	121,600	109,900

【危機対応等円滑化業務】

（単位：億円）

業 務	令和2年度概算要求	令和元年度当初計画
危機対応円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	1,990	1,990
（損害担保）	1,232	1,232
（利子補給）	26	54
特定事業等促進円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	600	1,400
合計	3,848	4,676

（注）金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

東日本大震災からの復興支援	○「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	○「平成 28 年熊本地震特別貸付」等の取扱期間の延長 ○「平成 30 年 7 月豪雨特別貸付」等の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	○「新規開業資金」等の拡充 ⇒創業する方に対する融資について、融資後 2 期目の決算に基づき成功先の金利を引き下げる「創業後実績連動型金利」を創設 ⇒「経済産業省の認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に沿って地方公共団体の管理又は支援を受けた外国人起業家の方」の貸付利率を引下げ ⇒「経済産業省が推進する J-Startup 企業に選定された方」を貸付対象に追加
事業再生への支援	○「企業再建資金」の拡充 ⇒「第二会社方式で再生をする方」を貸付対象に追加 ⇒シンジケートローン特例の場合に係る貸付限度額及び貸付期間の拡充（貸付限度額：7,200 万円⇒既往貸付残高、貸付期間：20 年以内⇒30 年以内）
事業承継への支援	○「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒「技術・ノウハウを有する中小企業の事業を承継する方」の貸付利率を引下げ ⇒公庫の既往融資の借換を伴う場合の貸付期間の拡充（7 年以内⇒10 年以内） ○「生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金（仮称）（生活衛生貸付）」の創設 ⇒生活衛生関係営業を営む方の事業承継を支援する制度を創設
海外展開への支援	○「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒「EPA 又は FTA を発効又は署名している国において海外展開事業に取り組む方」の貸付利率を引下げ
教育の機会均等への貢献	○「教育資金貸付」の拡充 ⇒「高額な教育費を必要とする方」に係る貸付限度額の拡充（別枠 100 万円）
その他	○「企業活力強化資金」の拡充 ⇒「キャッシュレス対応を行う方」の貸付利率を引下げ ⇒「支払い条件の改善に取り組む方」の貸付利率を引下げ ○「働き方改革推進支援資金」の拡充 ⇒「障害者雇用促進法に基づく『障害者雇用に関する優良な事業主』の認定を受けた方」の貸付利率を引下げ ⇒「外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方」の貸付利率を引下げ ⇒「事業場内最低賃金を引き上げる方」の貸付利率を引下げ

農林水産業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	○震災特例融資の取扱期間の延長
農林水産業の新たな展開への支援	○スーパーL資金の延長 ⇒中心経営体等向け実質無利子化措置を延長 ⇒貸付限度額の特例措置を延長 ○漁業経営改善支援資金の拡充 ⇒漁船取得に必要な資金の貸付限度額の特例措置の対象となる漁業に遠洋底魚漁業を追加

中小企業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	○「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	○「平成28年熊本地震特別貸付」の取扱期間の延長 ○「平成30年7月豪雨特別貸付」の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	○「女性、若者/シニア起業家支援資金」の拡充 ⇒創業する方に対する融資について、融資後2期目の決算に基づき成功先の金利を引き下げる「創業後実績連動型金利」を創設 ○「新事業育成資金」等の拡充 ⇒「経済産業省が推進するJ-Startup企業に選定された方」を貸付対象に追加
事業再生への支援	○「企業再建資金」の拡充 ⇒「第二会社方式で再生をする方」を貸付対象に追加 ⇒シンジケートローン特例の場合に係る貸付限度額及び貸付期間の拡充 (貸付限度額：7.2億円⇒既往貸付残高、貸付期間：20年以内⇒30年以内)
事業承継への支援	○「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒「技術・ノウハウを有する中小企業の事業を承継する方」の貸付利率を引下げ ⇒公庫の既往融資の借換を伴う場合の貸付期間の拡充（7年以内⇒10年以内）
海外展開への支援	○「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒「EPA又はFTAを発効又は署名している国において海外展開事業に取り組む方」の貸付利率を引下げ
その他	○「企業活力強化資金」の拡充 ⇒「キャッシュレス対応を行う方」の貸付利率を引下げ ⇒「支払い条件の改善に取り組む方」の貸付利率を引下げ ○「働き方改革推進支援資金」の拡充 ⇒「障害者雇用促進法に基づく『障害者雇用に関する優良な事業主』の認定を受けた方」の貸付利率を引下げ ⇒「外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方」の貸付利率を引下げ ⇒「事業場内最低賃金を引き上げる方」の貸付利率を引下げ